

令和5年度（2023年度）

新エネルギー設備等導入支援事業

新エネルギー設計支援事業費
補助金

公募案内（追加）

公募受付期限：令和5年（2023年）9月15日（金）

令和5年（2023年）8月

北海道経済部ゼロカーボン推進局

ゼロカーボン産業課

「新エネルギー設計支援事業費補助金」公募案内

北海道では、地域における新エネルギーの導入促進を図り、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下「新エネビジョン等」という。）に基づいた新エネルギー設備の導入や、新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設計に対して支援を行います。

その事業提案にあたって、法人事業者及び法人コンソーシアムを対象に、地域が協働し、地域における効果的な事業を立案・実施していただけるよう本事業の内容や公募方法等をご案内します。

なお、補助金の交付手続き及び補助内容等の詳細は、「新エネルギー設計支援事業費補助金交付要綱」をご確認願います。

【目次】

1. 事業内容
2. 応募方法
3. 審査
4. 交付申請、事業の実施、実績報告
5. Q&A

<関連する補助要綱、提出様式等>

(1) 補助金交付要綱

(2) 事業計画提案様式

- ①事業計画書（別記第1号様式）
- ②市町村の計画等との整合性についての確認書（別記（法人）第1号様式）

(3) 交付申請様式

- ①補助金等交付申請書（経済第1号様式）
- ②事業計画書（経済第2号様式）
- ③補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- ④経費の配分調書（経済第10号様式）
- ⑤事業予算書（経済第11号様式）
- ⑥資金収支計画書（経済第23号様式）

(4) 実績報告様式

- ①補助事業等実績報告書（経済第19号様式）
- ②事業実績書（経済第2号様式）
- ③経費の配分調書（経済第10号様式）
- ④補助金等精算書（経済第20号様式）
- ⑤事業精算書（経済第22号様式）

1. 事業内容

(1) 目的

本事業は、地域における新エネルギーの導入促進を図り、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下「新エネビジョン等」という。）に基づいた新エネルギー設備の導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設計に対して、北海道地球温暖化防止対策基金を活用して予算の範囲内で補助するものです。

(2) 公募対象者

- ① 道内に事務所又は事業所を有する法人（以下「法人事業者」という）（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）
- ② 上記法人複数で構成された共同体（以下「法人コンソーシアム」という。）

(3) 公募対象事業

補助対象事業は、設備の導入に向けた設計を行い、将来的に地域の課題解決や活性化に寄与すると認められ、以下のア～カのいずれかに該当する事業であって、かつ、他の道事業に採択されたことがない公共性の高い事業を対象とします。

- ア 新エネルギー設備単体の導入を前提とした設備の設計
- イ 新エネルギー設備単体の導入を前提とした設計に要する調査事業
- ウ 新エネルギー設備単体の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業
- エ 新エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計
- オ 新エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入を前提とした設計に要する調査事業
- カ 新エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業

【定義】

①新エネルギー設備

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年9月条例第108号）第2条第2号及び北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則（平成12年9月規則第264号）に規定する新エネルギーに関する設備

②省エネルギー設備

新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入であって、以下の全ての事項に該当するもの。

- 新エネルギー設備の導入と合わせて省エネルギー設備を導入する設計等であるもの
- 既存設備を含めたエネルギー消費量について、設備導入前と比較して、年率10%以上の削減効果が見込まれる設計等であること
- 生産設備及び事務機器以外の設備に係る設計等であること

【対象設備の例】

種別	内容
空調・換気設備	高効率空調機器、全熱交換換気設備、高効率温水器など
ボイラー、給湯設備	高効率給湯器・ボイラーなど
照明設備	インバータ照明、照度・人感センサー、LED照明など
電源	高効率トランスなど
デマンド管理	エネルギーマネジメントシステム

※国庫補助など他の財源と併用できる場合があります。活用を検討する場合は、事前にご相談ください。

※新エネルギー設備の導入を伴わない省エネルギー設備のみを導入する設計事業は対象外です。

【対象事業例】

- ・バイオガスプラントの建設と高効率給湯設備の導入に向けたポテンシャル調査及び設計

- 中小水力発電設備の設計
- 温泉排熱を活用した農業用ハウス及び換気設備、配管等の設計
- オンサイト PPA モデルによる公共施設への電力供給の設計及び調査
- オフサイト PPA モデルによる農地での発電事業の設計及び調査
- 新エネ VPP による地域の電力マネジメント（新電力事業）の設計及び調査
- 工業団地等における複数工場等への新エネボイラー導入の設計及び調査 など

(4) 補助対象経費、補助率及び限度額

補助対象経費と補助率、限度額は、別表のとおりです。

※補助事業において、補助対象経費の中に補助対象者の自社又は資本関係にある会社からの調達分がある場合、利益等排除の対象とし、調達品の原価をもって補助対象経費とします。

(5) 交付の仕組み

補助対象事業の内容や事業費、事業の継続性、波及効果などを記載した事業計画書を提出していただき、事業の継続性、効果などについて審査を行い、事業計画を認定します。

認定後、道は、事業者から交付申請書を受取り、審査に基づき補助金の交付決定を行います。

2. 応募方法

(1) 提案者

法人事業者及び法人コンソーシアム

(2) 提出書類

- ①事業計画書（要綱 別記第1号様式）
- ②事業計画書を補完する参考資料（任意提出）
 - ※提案内容はできるだけ事業計画書の様式内で記載完結するようにし、参考資料の添付は10枚以内としてください。また、事業計画書に参考資料の参照を明記してください。
- ③添付書類
 - コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムの場合）
 - 法人については、決算書（直近2期分/事業報告書・貸借対照表・損益計算書等）並びに定款及び商業登記法第10条に規定する登記事項証明書
 - 会社案内等のパンフレット
 - 当該事業計画に関する特許、実用新案等を取得又は出願している場合はその写し
 - その他、事業計画に関して参考となる書類（新エネルギー導入可能性の調査報告書、導入する機械装置等の一覧及びパンフレット（写し可）、見積もり結果など）
 - 市町村の計画等との整合性についての確認書（別記（法人）第1号様式（第4条関係））

(3) 応募にあたっての留意事項

- ①事業計画書の作成について
 - 提案書類は全て A4 とし、事業計画書は本公募による様式を使用してください。
 - 本公募は、ゼロカーボン産業課ホームページに掲載していますので、次の URL をご参照ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/sekkeishien.htm>
 - 必要書類に不備がある場合は、受理できないことや審査対象とならないことがありますので ご注意ください。
- ②コンソーシアムの協定について
 - コンソーシアム構成者は、事業計画書の提出にあたり、事業運営や役割分担、機械装置等の購入・管理などについて、構成員と十分な合意を図る必要があります。
- ③その他
 - 事業計画の策定にあたっては、「4. 交付申請、事業の実施、実績報告」に掲げる取扱い等についてもご留意願います。
 - 事業計画書については、市町村の計画等との整合性や、将来的に地域の課題解決等への寄与等を確認します。法人事業者等は関係市町村と十分な合意を図り、市町村長の確認書を提出します。

市町村が確認・審査を行う期間も必要となるため、担当部署の確認や計画との整合など、計画策定には十分ご留意ください。

(4) 補助事業公募のスケジュール

- ①募集期限（事業計画書の受付） 9月15日（金）
- ②事業計画に関するヒアリング 10月上旬頃
- ③事業計画の認定等に係る通知 10月下旬

(5) 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

①持参又は郵送（書留郵便に限る）

最寄りの（総合）振興局産業振興部商工労働観光課まで提出してください。（下記参照）

提出部数 10部（正本1部・副本9部）

②電子メール

次の宛先まで電子メールに提出書類のデータを添付して提出してください。（データ容量が大きい場合は、複数に分けて送信してください。）

北海道経済部ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課 新エネルギー係

メールアドレス：keizaibu.zerokabonsangyouka@pref.hokkaido.lg.jp

※電子メールで提出する場合においても、(2)に掲げる提出書類のうち、「定款及び商業登記法第10条に規定する登記事項証明書」につきましては、別途、原本を持参又は郵送により提出してください。

(6) 応募受付期間

令和5年（2023年）8月8日（火）～令和5年（2023年）9月15日（金）まで

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00/月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

(7) 事業計画書の問い合わせ先、提出先

①事業計画書の問い合わせ先

北海道経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課 新エネルギー係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-204-5319

②事業計画書の提出先：最寄りの（総合）振興局産業振興部商工労働観光課

提出先	住所	電話番号
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200(総合案内)
石狩振興局産業振興部商工労働観光課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-231-4111(代表)
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1300(総合案内)
胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9900(総合案内)
日高振興局産業振興部商工労働観光課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56	0146-22-9030(総合案内)
渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9400(総合案内)
檜山振興局産業振興部商工労働観光課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6500(総合案内)
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目	0166-46-5900(総合案内)
留萌振興局産業振興部商工労働観光課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8404(総合案内)
宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2516(総合案内)
林-乃総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0603(総合案内)
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-26-9005(総合案内)
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100(総合案内)
根室振興局産業振興部商工労働観光課	〒087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-24-0257(総合案内)

3. 審査

(1) 審査方法

事業計画の認定は、公募要件に合致する提案を対象に、有識者によるヒアリング（事業者によるプレゼンテーション）を行い、(2)の審査基準に基づき有識者から意見を聴取します。聴取した意見を踏まえて審査を行い、事業として適当と認められるものを予算の範囲内で認定します。

なお、事業計画の認定にあたっては、内容等に関し意見を付すことがあります。

- ①審査結果の通知
審査結果は、認定、不認定のいずれの場合も通知します。
- ②認定事業計画の公表
認定した事業計画は、道のホームページなどで公表します。

(2) 審査基準

事業計画書は、以下に示す審査基準に基づき総合的に審査します。

- ① 新エネルギー等に位置づけられているプロジェクト、実証事業及び事業の可能性を調査するための事業又はそれと同等の内容と認められる調査結果に基づき、その実現に向けたものであること。
- ② 売電収入による投資回収又は熱利用（該当する場合に限る。）、環境教育への貢献、新たな産業への雇用創出効果等の可能性が十分見込まれる若しくは検討されており、地域特性を十分活かした効果的な新エネルギーの導入に向けた設備設計であること。
なお、売電を想定した設計をする際には、系統への接続が確保されることが見込まれること。
- ③ ②に示す新エネルギー導入効果を増大する省エネルギー設備設計であること（該当する場合に限る。）。)
- ③ 将来的な新エネルギー・省エネルギー設備の導入に際するイニシャル及びランニングコスト等、無理のない事業計画・事業運営体制が構築されているものであること。
- ④ 補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年度以内に、本設計に基づく新エネルギー・省エネルギー設備の建設工事を完了できるものであること。
- ⑤ 道内への波及効果が高いなどのモデル性の高いものであること。

4. 交付申請、事業の実施、実績報告

(1) 交付申請

事業計画の認定を受けた法人事業者又は法人コンソーシアムは、別に通知する期日までに交付申請書を提出し、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）の交付決定を受けることとなります。

なお、補助金等交付申請書（経済第1号様式）には、次の書類を添付し提出していただきます。

- ①事業計画書（経済第2号様式）
- ②補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- ③経費の配分調書（経済第10号様式）
- ④事業予算書（経済第11号様式）
- ⑤資金収支計画書（経済第23号様式）
- ⑥その他、事業費の参考となる書類（見積書（写）、パンフレットなど）

(2) 事業の実施

① 事業期間

事業は、原則として交付決定後に開始し、令和6年（2024年）3月10日までに完了するようにしてください。

②補助対象経費の執行

補助対象経費の執行にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 機械装置の導入及び消耗品の購入などの契約事務については、市町村財務規則又はコンソーシアム構成員の市町村財務規則に準じた取扱いにより行ってください。

また、事業実施期間内に使用しなかった消耗品等については、補助対象外となります。

イ 発注にあたっては、3者以上の見積書を取ってください。3者以上の見積もりを取ることが困難な場合は、その理由を整理し記録を残してください。

ウ 旅費については、旅費明細書、利用明細が明記された領収書等を保管してください。

- エ 切手、封筒、コピー用紙などをまとめ買いする場合には、受払簿を作成し使用状況を記録してください。(補助事業期間内に使用されなかった分については補助対象外となります)
- オ 日常的な発注、支払、帳簿等の経理業務については、コンソーシアム代表者等に一任することは差し支えありませんが、重要な決定を行う場合(予算編成・更正や交付申請などの道への申請や決算を行おうとする場合など)には、構成員の過半数が出席した会議を開催し、その議事録を作成してください。
- カ 補助金事業に係る収支については、事業専用の帳簿や預金通帳及びその証拠書類を備え、整理してください。帳簿類において確認ができなかった場合については、補助対象外となりますのでご注意ください。
- キ 補助事業に係る経費の支払いにあたって、あらかじめ見積書、注文書(控え又は写し)、契約書又は注文請書、納品書、検収書、請求書、領収書(銀行振込の場合は、銀行発行の口座振込通知書等)を作成又は取得してください。
- ク 伝票類は、経費の区分毎に整理し、帳簿と突き合わせられるように整理してください。
- ③その他
補助事業に係る建設工事が完了したときは、工事完了届(経済第18号様式)を提出してください。

(3) 実績報告書

事業が完了した場合は、事業の完了の日から30日以内又は令和6年(2024年)3月10日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(経済第19号様式)に次の書類を添付し、総合振興局長等に提出していただきます。

- ①事業実績書(経済第2号様式)
- ②経費の配分調書(経済第10号様式)
- ③補助金等精算書(経済第20号様式)
- ④事業精算書(経済第22号様式)
- ⑤補助事業において作成した設計図面等の写し
- ⑥処分制限財産の台帳の写し
- ⑦その他、事業の実施確認ができる書類(契約書(写)、検査調書(写)、見積書、注文書、注文請書、納品書、検収書、領収書等の写し、機械装置等の写真など)

(4) 補助金の支払い

補助金は、実績額に応じて交付決定額の範囲内の金額で支払います。
実績報告書を提出した後、道が調査を行い、支払うべき補助金額を確定した上で、口座振替により支払います。

(5) 事業完了後の留意事項

- ①補助金の対象となる経費に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- ②補助事業完了年度の翌年度から5年間、毎会計年度終了後30日以内に、過去1年間の事業の実施状況について、「別記第4号様式」により報告しなければなりません。
- ③補助金事業により取得、又は効用を増加させた財産(取得価格及び効用の増加価格が50万円未満のものは除く。)を補助金の目的に反して使用し、譲り渡し、交換、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過した場合は、この限りではありません。
- ④補助事業に基づく成果の供与等により収益が生じたと認められるときには、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付していただく場合があります。ただし、補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限ります。
- ⑤補助事業終了後、消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、「別記第3号様式」によりその金額を報告していただきます。金額が明らかでない場合、又は不明な場合であっても、その状況等について総合振興局長等に報告してください。

⑥補助事業の完了年度の翌年度から起算して3年度以内に、当該設計に基づく新エネルギー・省エネルギー設備の建設工事を完了させなくてはなりません。

5. Q&A

Q1 新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入とは、具体的にどのようなものが該当するのか。

A1 本補助事業は、地域に賦存する新エネルギー資源を活用して、エネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくことを目的としています。

このことから、省エネルギー設備の導入は、新エネルギー設備の導入効果を増大するものを対象とし、例えば、

- ・新エネルギー設備で生産された電力や熱を省エネルギー設備で使用する
- ・市町村の計画などで指定する地区において、新エネルギー設備と省エネルギー設備を設置することで、化石燃料由来の電力や熱の使用量を削減し、当該地区におけるエネルギー消費全体に対する新エネルギーの使用割合を高める

といったものを想定しています。

ただし、木質バイオマスボイラーとLED照明を合わせて導入する場合など、省エネ設備の導入が新エネ設備の導入効果の増大に直接的につながらないものは対象外です。

Q2 町内の農協関係施設にバイオガスプラントを敷設し、そこで精製されたガスを輸送して町内の公民館に新たに設置する高効率給湯器で使用するなど、新エネルギー設備と省エネルギー設備の導入先を別々の施設とした場合、省エネルギー設備も補助対象となるのか。

また、小売業者に売電する目的で商店街の空き地に太陽光発電を設置するとともに、商店街の街灯をLED化する場合、LEDは補助対象となるのか。

A2 新エネ設備と省エネ設備の導入先が別々の施設となる場合であっても、導入する新エネルギー設備の導入効果を増大するものであれば対象となり得ます。

例えば、

- ・導入する新エネルギー設備で生産されたエネルギーを使用する
- ・市町村において脱炭素化や新エネルギー導入に関する計画を策定しており、その計画の中で、新エネルギーの導入と省エネルギーの取組を促進することが位置づけられている区域内で、新エネルギー設備と省エネルギー設備を導入する

などが想定されますが、様々なケースが考えられますので、2.(7)①の問い合わせ先までご連絡願います。

Q3 新エネルギー設備単体の導入は補助対象となるのか。それとも、新エネルギー設備と省エネルギーの両方を導入しないと補助対象とならないのか。

A3 新エネルギー設備単体の導入についても補助対象となります。なお、省エネルギー設備単体の導入は補助対象外です。

Q4 既存の新エネルギー設備の効果を増大する省エネルギー設備単体の導入は補助対象となるのか。

A4 本補助金の対象は、

- ①新エネルギー設備単体の導入
- ②新エネルギー設備の導入と、合わせて行う省エネルギー設備の導入のいずれかを対象としています。

このことから、既に新エネルギー設備を導入している施設等に省エネルギー設備を導入する事業は対象外です。

Q5 法人事業者（民間）の新エネルギー設備導入支援事業について、市町村の脱炭素や新エネルギーに関する計画の内容に沿っていることは、市町村の計画書等との整合を記載することで、補助対象と認められるのか。

A5 本補助金の交付対象は、市町村の新エネルギー等に関する計画と整合性がとれていることを、関係市町村長が確認し、「市町村の計画等との整合性についての確認書」（別記（法人）第1号様式（第4条関係））の提出があったものに限りです。

道では、提出のあった「確認書」について、市町村に内容確認を行います。また、事業認定に際して開催する有識者会議において、新エネルギー設備導入による地域への波及効果や貢献度合い、事業の公共性等について審査を行います。

Q6 設備導入支援事業について、自社あるいはグループ会社に設備や工事を発注することとなった場合、事業計画書（第1号様式）において、製造原価・工事原価の算出書類を添付書類（7）として求めており、原価をもって補助対象経費とすると読み取れるが、発注するものの独自性が高く、結果としての設備費や工事費の原価の算出が困難である場合には、どのように考えれば良いのか。

A6 補助対象の発注にあたっては、3者以上の見積もりを取っていただくことを原則としており、自社あるいはグループ会社への発注経費については、**利益等排除の考え方**から、調達品の原価を充当することとしています。原価の計算や算出が困難な場合は下記方法にて算出してください。

1. 自社あるいは100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。（売上総利益率がマイナスの場合は利益相当額を0とします）

2. 補助対象者との持ち株比率が20%以上100%未満の法人から調達の場合

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。（営業利益率がマイナスの場合は利益相当額を0とします）

この判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。書類の提示がない場合は、利益等排除以外も補助対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

Q7 地域に貢献する民間事業者の取組が対象となったようだが、具体的にどのような取組を想定しているのか。

A7 地域に貢献する新エネルギーの取組として、具体的には

- ①オンサイト PPA モデルによる公共施設への電力供給
 - ②オフサイト PPA モデルによる農地での発電事業
 - ③新エネ VPP による地域の電力マネジメント（新電力事業）
 - ④工業団地等における複数工場等への新エネボイラー導入
- といった取組を想定しております。

また、地域のレジリエンスを強化する新エネルギーの設備導入の場合、併せて導入する蓄電池も補助対象にすることも可能となります。

別表 新エネルギー設計支援事業 補助対象経費、補助率及び限度額

項目		内容	補助率	限度額
事業費	報償費 (専門家謝金)	当該事業に必要な委員会等の会議や調査等に関して専門的知識・技術及び技能等を有した者に委嘱又は依頼し、指導・相談等を受けるために支払われる経費	1/2以内	500万円
	旅費 (専門家旅費)	委嘱又は依頼した専門家が委員会等の会議の出席又は補助事業者へ赴く旅費		
	原材料費	当該事業に使用する主要原材料、主要材料、副材料に要する経費		
	備品購入費	当該事業に必要な備品の購入に要する経費		
	使用料及び賃借料	当該事業に必要な構築物又は機械装置の借用に要する経費		
	その他知事が特に必要と認めた経費	上記費目以外で、補助事業に必要な経費のうち、道に事前に協議して知事が特に必要と認めた経費 ただし、次の経費については、認めない ・食糧費等の個人消費的経費 ・常用雇用者に係る人件費		
事業運営費	印刷製本費	当該事業に必要な委員会等の会議資料、報告書等の印刷に支払われる経費	1/2以内	500万円
	消耗品費	・当該事業遂行に必要な消耗品の購入のために支払われる経費 ・当該事業に必要な図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費		
	通信運搬費	当該事業遂行に必要な郵便代、運送代に支払われる経費		
	使用料及び賃借料	・当該事業に必要な委員会等の会議を開催する場合に会場費として支払われる経費 ・当該事業遂行に必要な事務処理機器のレンタル、リース料		
	旅費 (調査等旅費)	・当該事業遂行に必要な調査等(委員会等への出席は除く。)に赴く経費		
	その他知事が特に必要と認めた経費	上記費目以外で、補助事業に必要な経費のうち、道に事前に協議して知事が特に必要と認めた経費 ただし、次の経費については、認めない ・食糧費等の個人消費的経費 ・常用雇用者に係る人件費		
委託料		・当該事業における設備の設計を委託する際に支払われる経費 ・上記設備の設計に伴う調査、研究等を委託する際に支払われる経費		